編集方針

凡

例

項目として採録し、 とをねらいとした。 法令になじみのない一般の方々にも手軽に利用ができるこ 的なものから講学上のものまで含めて、 この辞典は、 法令用語を、 簡潔に解説するもので、日ごろあまり 新聞で用いられるような一 約一万四一〇〇の 般

内容基準日

じ採り上げた。 一月一日とし 項目選定及び解説内容の基準日は、令和二(二〇二〇) ただし、それ以降の法改正も必要に応

編集の形式

各項目の構成は、原則として、 「見出し」(「仮名見出し」と「項目名の表記」)

解説

から成っており、 他の項目に解説を委ねた場合があり、 見出しによっては、そこで直接解説を行

印 Î の後に示した。

(1) 「仮名見出し」 について

掲げるに先立って、その読み方を仮名見出しとして冒 漢字仮名交じりの「項目名の表記」を【 の中に

頭に示した。

要に応じて実務上の慣用によった。 「仮名見出し」は、外来語を片仮名で表記したほ 「日本」は「にほん」と表記した。 なお、 検索の便宜

読み方は、一般に用いられているところに従い、

原則として平仮名ゴチック体で掲げた。

また、「仮名見出し」の配列は、単純五十音順とした。

一般の国語辞典等の例にならった。

五十音順は、

分との間は、「-」記号を省略 まりごとに「-」記号で区切った。ただし、 合致しない場合もある。なお、平仮名部分と片仮名部 まりの認め方は、 仮名の連続を読み取りやすくするために、 必ずしも語の意味上の切れ続きには 語のまと 語のまと

(2) 1 項目名の表記」について

その項目を矢

項目名の表記」 内にゴチック体で示した を省略し、省略した部分があることを示すために末尾

仮名見出し」が最長一行を超える場合、超える部分

に一字分の「…」を付けた。

語 フランス語 欧文の場合は、 名が明ら || |フ かになるように示した。 ボ ラ ールド体で示し、 ・テン 語 = **ラ**等)。 英語 例 贳 ١, 外 イ はその ツ 語 Ш ド

用し に法令集や 項目名の漢字表記 た 判例集等に に当たっては、 お いて用 いられているも 原則 として、 0 を使 般

訟係! と表記」 整」についてそれぞれを別の項目として設け、 中に説明を行っ 別に項目を立て、 名で表記する場合 例 項目名の 表記形が 属 「尋問」と「訊問」」、②漢字で表記する場合と仮 したと示しているように)。 の項目の解説中において、 `表記」欄に複数掲げたが、場合によっては` 複数 た (ある場合 (①漢字表記が複数ある場 又はその趣旨が分かるように解説文 例、 (例えば、 「あっせん」と「斡旋 1 「規正」、 「かつては 「規制」、 ② 訴 には

В

ても、 では 次 字・読みを使用 に従って法令の 趣旨にのっとり、 学上 0 現 成 口に示す記号を付してその旨を明らか 「当用漢字表」、 二二年一一月三〇 ほぼこれに従ったが、過去の法令や判例 内閣法制 用 起案に当たっており、 した場合には、 収 録 局では、「 一法令における漢字使用等について でする必 「当用漢字音訓 Ħ 內 要があるため、 常用漢字表」 閣法制局総総第二〇 項目名表記 表 この辞典におい 等 等 原則 K については (それ以 0 実施 が外の漢 八号 解説 また、 前 0

> 文中に てを行 おいては必要に応じて振り仮名を付す等 つ

П た。 合等には、 項目名において前述 次のような形 ĩ 式で、 た原則 その趣旨を明らかにし 낈 外 0 表記 を用 いた場

漢字表記を行うに当

ヨたって、

常

用

漢字

表 外

で漢字

- 。 を使用する場合にはその漢字の右横 その趣旨を明示した。 ある場合に を付け、 は :黒丸(例、扶け合い義務)を付けて、常用漢字ではあるがその音訓が表外で に白丸 (例、 瑕
- 称も掲げたが、 見出しのもとで解説を行った。 らかになるように複数掲げた。 律を学ぶ上で必要と考えられる範囲でその趣旨が として一般的 項目名」は、 に法・ 当該 で解 令上では仮名で表記する場合を含めて)、 項目名に、 説 そこで直接解説を行わない場合 の加えてある項目を指 原則として、 に使用されるものを先 複数の表記形がある場合 正式名称を主とし、 必要に応じて略称 その場合には、 宗した。 に掲げた。 (今日 、その 原 朗 別 則

ハ

(3) 解 説 につ

印

1 0) ŋ 区分について、 ①②③として括った場合がある。 は分 カュ りやすく簡 123でまとめた場合がある。 を旨とし、 また、 説 明 まとま 域

解説文中で条文や判例

の典拠を示す必要のある場合

括

弧内に小活字

出典名を煩さにならない程度で、

また、

典拠が多数ある場合には中心的と思

ない。 場合、 げようとするものではない。 て法令や法 説は、 その語 法制の範囲外で、 制 の一般的な意味、 上の意味、 見 畄 ï に立て その語 用法を示したも た項目 が用いられることを妨 用法には特に触れてい 名について、 ので、 多くの 主とし

な られるものであって、それについて制限する趣旨では いて解説しているが、この語は国会外でも一 いことは言うまでもない。 例えば、「さんかい【散会】」は、 国 会での用 般に用 法 1C

П 示した。 の項目が 当該項目の解説を理解するのに役立つと思わ ある場合には、 矢印(→)でその項目名を指 n る 他

「但」と表記した。

は 表 漢字の直後にその読みを括弧 等について」等の実施の趣旨を尊重したが、「常用 われる場合には同 解説文の表記にお 等に掲げられているもの以外の表記をする場合に た。 項目名に既に用 また、 表内 様にした。 の漢字であっても、 いられている場合を除いて、 いても、「法令における漢字使 (かっこ) 読みに迷うと 内に小活字で 当該 漢字

わない また、 場合が、 解説 あ 文の性 とる。 格上、 必ずしも法文の書き方に従

> われるものを選んで掲 げ ŕ

にした。 は、 引用することの多い法令名は、 巻頭に「法令名等略語」を掲げて一覧できるよう 略 語 を用い た。 略語

2

略し「~」の表記とした。また、 た。 項第一号の意)。同一法令の条数は中黒 (・) で区切 で示した 条数は 条、項、号が連続する場合は中間にあるものは省 漢数字で、 (例、民八一四①

」は、民法第八一四 項数 は①②③::、 附則は「附」、 号数 は 1 但書は 条第

新旧 法」と表記し、 明治二三年に公布され施行されなかった民法 より現在効力のない条文を示す場合、 冒頭に「旧」を付した(例、旧民訴)。 旧」を付した 民法旧規定」と表記して区 現在効力がない法令で、 の区別を明らかにするため、 昭和二二年に改正される前の (例、民旧三七八)。なお例外 同名の新法 別した。 旧法令には また、 がある場 条数の直 改 は として、 法令名の 民 (正等に 旧民 合 一前に は は

朩 みを付した。 \$ 同様) わゆる枝番号の条を表示する場合 解説文中で引用する条文等は、「 」で括 仮名遣いともに原文のまま とし、 常用漢字以外の漢字には括弧書きで読 (片仮名法令に .. の 「ノ」に か、 送り おける 仮 7

解説すべき項目が法令名であるときは、 現行法令に

用いた。 総理大臣を示すときは、 中黒を使用した(例、 布年・法令番号及び廃止年を示した。 止・失効法令については、解説文中に括弧書きで、 ついては、冒頭に公布年・法令番号を示し、また、 解説文中で行政機関の 年月日は、 また、 和暦を原則とし、 判例の年月日の表示においては、 昭二二・五・二七)。 「内閣総理大臣 (内閣府)」 「主任の大臣」としての内閣 内容によっては西暦を 適宜、 ح 公廃

いうように、その行政機関を括弧に入れて示した。